

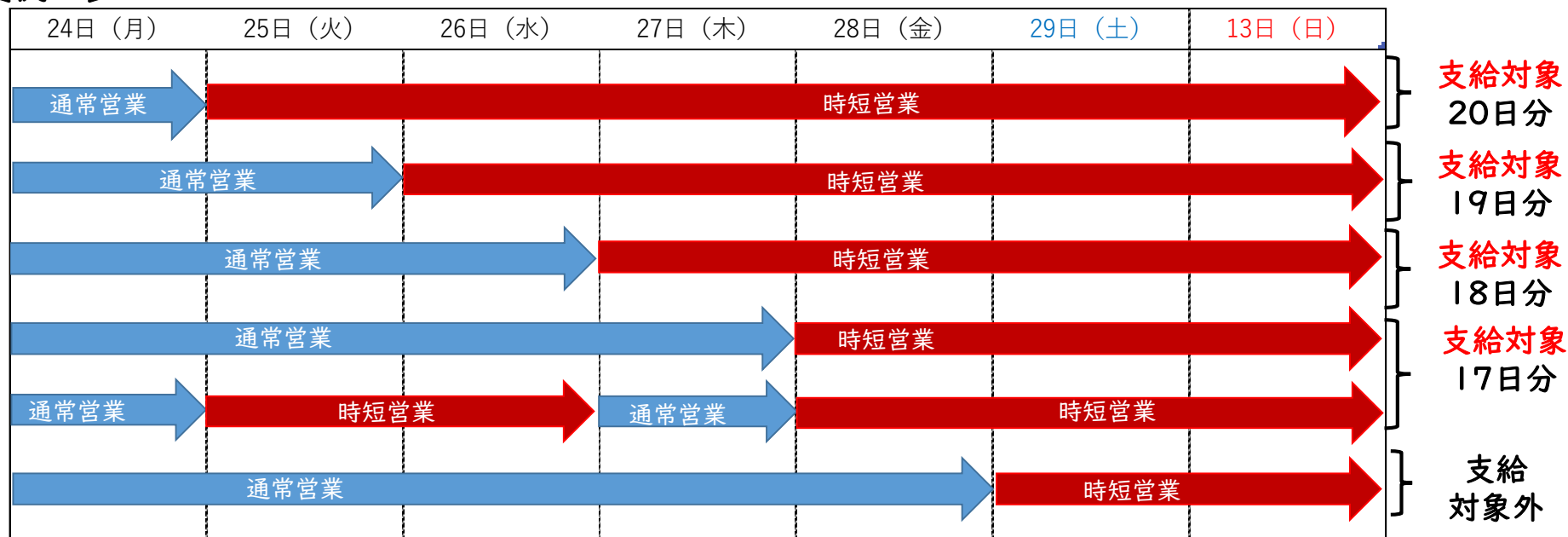
協力金の対象期間について

【協力金の対象期間】

協力金は、令和4年1月28日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時までの**全ての期間**を通して時短を行なった飲食店等に支給します。

なお、1月25日（火）、1月26日（水）、1月27日（木）から継続して協力した飲食店等については、その分の加算を行います。ただし、1月25日（火）～1月26日（水）に時短を行ったとしても、1月27日（木）に通常営業を行った場合は、1月25日（火）～1月26日（水）の分は加算されません。

〔例1〕



※1月28日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時までの間、営業時間短縮要請に応じた事業者が対象になりますので、部分的に営業（1日でも営業）した場合は対象となりません。